



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ピーエス三菱  
代表者名 代表取締役社長 勝木 恒男  
(コード番号 1871 東証第 1 部)  
問合せ先 管理本部副本部長  
兼総務人事部長 石川 定男  
(TEL . 03 - 6385 - 8002 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 66 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 . 変更理由

( 1 ) 当社が、平成 26 年 3 月 20 日までに、A 種種類株式の発行済株式の全株式を取得し、平成 26 年 3 月 31 日までに同取得株式の全株式を消却したことに伴い、次の変更を行うものであります。

現行定款第 5 条 ( 発行可能株式総数と種類 ) に定める普通株式および A 種種類株式の発行可能株式総数の規定を削除するとともに、当社の発行可能株式総数を 11,000 万株といたします。

現行定款第 7 条 ( 単元株式数 ) に定める、A 種種類株式の単元株式数に係る規定を削除いたします。

A 種種類株式の存在を前提とした現行定款「第 2 章の 2 種類株式」の第 13 条の 2 および同条の 3、ならびに現行定款第 52 条 ( A 種種類株式の取得と配当 ) を削除いたします。

( 2 ) 現行定款第 12 条 ( 氏名、住所および印鑑の届出 ) に定める規定は、当社の株式取扱規則に同趣旨の規定が存在することから、これを削除いたします。

( 3 ) 現行定款第 19 条 ( 延会、継続会および会場の変更 ) に定める規定は、会社法に同趣旨の規定が存在することから、これを削除いたします。

( 4 ) 以上の変更に伴う条数の繰り上げ等を行うものであります。

( 5 ) 定款変更の効力発生日は平成 26 年 6 月 25 日といたします。

#### 2 . 変更内容

変更内容は、別紙定款新旧対比表のとおりであります。

以上

(別紙、定款新旧対比表)

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款   | 定款変更案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数と種類)</p> <p>第 5 条 本会社の発行可能株式総数は 11,000 万株とし、このうち 10,250 万株は普通株式、750 万株は本定款第 2 章の 2 に規定する A 種種類株式とする。</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 本会社の 1 単元の株式数は普通株式、A 種種類株式とも 100 株とする。</p> <p>第 8 条 ~ 第 11 条<br/>(条文省略)</p> <p>(氏名、住所および印鑑の届出)</p> <p>第 12 条 株主、登録株式質権者またはその法定代理人は氏名、住所および印鑑を届けでなければならない。ただし、外国人は署名をもって印鑑に代えることができる。</p> <p>前項の者が外国に居住するときは日本国内に仮住所を定めて届けでるかまたは代理人を定めてその氏名、住所および印鑑を届けでなければならない。</p> <p>前 2 項の届出事項に変更のあったときは遅滞なく届けでなければならない。</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 種類株式</p> <p>(A 種種類株式への剰余金の配当)</p> <p>第 13 条の 2 本会社が、各事業年度において、当該事業年度中に属する日を基準日と</p> | <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 本会社の発行可能株式総数は 11,000 万株とする。</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 本会社の 1 単元の株式数は 100 株とする。</p> <p>第 8 条 ~ 第 11 条<br/>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 12 条 (現行どおり、条数を繰り上げ)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> |

してA種種類株式に剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主またはA種種類株式の登録株式質権者に対し、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たり配当される剰余金に次項に定める転換倍率を乗じて得られる金額の剰余金の配当を行う。

転換倍率とは、A種種類株式1株につき400を次項に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数(400を次項に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数の計算は小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)をいうものとする。ただし、この場合の転換倍率は1を下回らず、2を上回らないものとする。

本会社の普通株式の基準時価とは、平成24年7月31日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)をいうものとする。ただし、本会社の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後にA種種類株式の発行から10年を経過する日が到来した場合には、本会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)をもって、本会社の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(株主の権利行使によるA種種類株式の取得の請求)

第13条の3 A種種類株式を有する株主は、平成24年8月1日以降、いつでも普

(削除)

|  |   |
|--|---|
| <p><u>通株式の交付を受けるのと引換えにA種種類株式の取得を本会社に請求することができる。</u></p> <p><u>前項の場合において、本会社に対しA種種類株式の取得を請求した株主に対しては、当該株主が保有するA種種類株式に前条第2項に定める転換倍率を乗じて得られる数の普通株式が交付される。ただし、この場合、A種種類株式1株につき交付される本会社の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第18条<br/>(条文省略)</p> <p>(<u>延会、継続会および会場の変更</u>)</p> <p>第19条 <u>株主総会の議長は総会の決議により総会を延期もしくは続行または会場を変更することができる。</u></p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条～第33条<br/>(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第34条～第44条<br/>(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第45条～第48条<br/>(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条<br/>(現行どおり、条数を繰り上げ)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第18条 (現行どおり、条数を繰り上げ)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第31条<br/>(現行どおり、条数を繰り上げ)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条～第42条<br/>(現行どおり、条数を繰り上げ)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第46条<br/>(現行どおり、条数を繰り上げ)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> |
|--|---|

|   |  |
|---|--|
| <p>第 49 条 ~ 第 51 条<br/>( 条文省略 )</p> <p>( A 種種類株式の取得と配当 )</p> <p>第 52 条 本会社による A 種種類株式の取得と引換えに交付された普通株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、取得の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ取得があったものとみなして、支払うものとする。</p> <p>第 53 条 ( 条文省略 )</p> | <p>第 47 条 ~ 第 49 条<br/>( 現行どおり、条数を繰り上げ )</p> <p>( 削除 )</p> <p>第 50 条 ( 現行どおり、条数を繰り上げ )</p> |
|---|--|

以上